



栃木県公報

令和2(2020)年
6月30日(火)
号 外
第46号

目 次

規 則

○児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第五十一号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和五十五年栃木県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第二条 法第二十二条、第二十三条、第二十七条第一項第三号及び第二項並びに第三十二条の六の規定により小規模住居型児童養育事業者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設、指定発達支援医療機関若しくは法第六条の三第一項に規定する住居(以下「自立援助ホーム」という。)に入所せしめた場合の本人(自立援助ホームに入所した者に限る。以下同じ。)又は扶養義務者(自立援助ホームに入所した者の扶養義務者を除く。以下同じ。)から徴収する費用は、別表第一又は別表第二の基準に従いこれを徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第一条 法第二十二条、第二十三条、第二十七条第一項第三号及び第二項並びに第三十二条の六の規定により小規模住居型児童養育事業者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設、指定発達支援医療機関若しくは法第三十二条の六第一項に規定する住居(以下「自立援助ホーム」という。)に入所せしめた場合の本人(自立援助ホームに入所した者に限る。以下同じ。)又は扶養義務者(自立援助ホームに入所した者の扶養義務者を除く。以下同じ。)から徴収する費用は、別表の基準に従いこれを徴収する。</p> <p>2 略</p>

別表を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童心理治療施設(児童を通わせて支援を行う場合に限る。)、児童自立支援施設(児童を通わせて支援を行う場合に限る。)及び自立援助ホーム
-----------------------	------	---

階層 区分	定 義	徴 収 金 基 準 額 (月 額)	徴 収 金 基 準 額 (月 額)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付受給世帯を含む。）	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600	3,300
D 2		9,001円から 27,000円まで	9,000	4,500
D 3		27,001円から 57,000円まで	13,500	6,700
D 4		57,001円から 93,000円まで	18,700	9,300
D 5		93,001円から 177,300円まで	29,000	14,500
D 6	177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。	20,600	
D 7	258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。	
D 8	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。	

D 9	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。
D 10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。
D 11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。
D 12	852,001円から1,044,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。
D 13	1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。
D 14	1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。
D 15	1,426,501円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額
<p>1 この表の「入所施設」とは、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（児童を通わせて支援を行う場合を除く。）、児童自立支援施設（児童を通わせて支援を行う場合を除く。）、助産施設、小規模住居型児童養育事業者及び里親をいう。</p>			

- 2 この表の「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 3 この表の「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
- 4 均等割の額及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定めるところによる。
- 5 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
- (1) 「単身世帯」 扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
- (2) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（肢体不自由児又は重症心身障害児の入院に係るものに限る。））を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。）の受給者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」 次に掲げる児童（者）を有する世帯
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ロ 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等（入所施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設（児童を通わせて支援を行う場合に限る。）、児童自立支援施設（児童を通わせて支援を行う場合に限る。）又は自立援助ホームに措置されているものに限る。）については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、知事が別に定める。
- 7 母子生活支援施設、児童養護施設、小規模住居型児童養育事業者又は里親に措置されている児童等が児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う場合における当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設の徴収金基準額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 8 (1) 法第22条に規定する助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
- イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。
- ロ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等

備

考

の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置が講じられている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 助産の実施が行われた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その助産の実施が行われた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

9 ベビーホテル問題への積極的な取組について（平成13年3月29日雇児発第178号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき乳児院への短期の入所措置を採った場合における徴収金基準額は、この表の入所施設の欄に掲げる金額にかかわらず、この表のA階層及びB階層に属する世帯にあつては無料、この表のC～D4（市町村民税の所得割の額が、81,000円以下の場合に限る。）階層に属する世帯にあつては日額1,000円、この表のD4（市町村民税の所得割の額が81,001円以上の場合に限る。）～D14階層に属する世帯にあつては日額2,000円、D15階層に属する世帯にあつてはその措置児童等に係る措置費の支弁額の全額とする。この場合においては、前項の規定は、適用しないものとする。

別表第2(第2条関係)

別表第2(第2条関係)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入 所 施 設	
階層区分	定 義	徴 収 金 基 準 額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付受給世帯を含む。）	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額の区分	12,000円以下	6,600
D2		12,001円から 30,000円まで	9,000
D3		30,001円から 60,000円まで	13,500

D 4	が次の区分に該当する世帯	60,001円から 96,000円まで	18,700	
D 5		96,001円から 189,000円まで	29,000	
D 6		189,001円から 277,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。	
D 7		277,001円から 348,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。	
D 8		348,001円から 465,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。	
D 9		465,001円から 594,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。	
D 10		594,001円から 716,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。	
D 11		716,001円から 864,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。	
D 12		864,001円から1,056,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。	
D 13		1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。	
D 14		1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。	
D 15		1,439,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額	
		<p>1 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（肢体不自由児又は重症心身障害児の入院に係るものに限る。）をいう。</p> <p>2 この表の「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。</p> <p>3 この表の「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>4 均等割の額及び所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定</p>		

備	<p>めるところによる。</p> <p>5 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」 扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。)の受給者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」 次に掲げる児童(者)を有する世帯</p> <p>イ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>ロ 栃木県療育手帳交付規則に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p>
考	<p>6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等(入所施設に措置されているものに限る。)については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、知事が別に定める。</p> <p>7 入所施設に措置された児童が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る措置費のうち実費負担額(知事が別に定める額をいう。以下同じ。)に係る部分を除いた部分については徴収しないものとする。ただし、当該児童に係る措置費のうち実費負担額に係る部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</p> <p>8 入所施設に措置された児童であつて、B階層と認定された世帯に属するものが3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合における当該児童に係る措置費の徴収については、前項の規定を準用する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の措置に要する費用の徴収について適用し、施行日前の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き採られている措置に要する費用(施行日以後の措置に要するものに限る。)の徴収については、前項の規定にかかわらず、当分の間、改正前の別表の規定を適用するとしたならば徴収することとなる費用の額と改正後の別表第一又は別表第二の規定により徴収することとなる費用の額とのいずれか少ない額を徴収することにより行うものとする。

(いしも政策課)